㈢　日本歴史：午後２時40分から３時20分までの40分間

㈣　産業、経済、政治及び文化に関する一般常識：午後３時50分から午後４時30分までの40分間

試験場所　札幌市、仙台市、東京近郊、名古屋市、大阪近郊、広島市、福岡市、沖縄県、ソウル市及び台北市

試験場は、受験票交付の際に受験者に通知する。

㈱　外国語試験については、ソウル市では韓国語のみ、台北市では中国語のみ実施する。

準会場　学校等の施設が運営する登録制の会場であり、準会場関係者のみが受験できる。ただし、以下の施設については準会場関係者以外の受験を可能とする。

・国際外語・観光・エアライン専門学校（新潟市）

・熊本外語専門学校（熊本市）

合格者の発表　筆記試験の合格者は、平成28年11月10日（木）（予定）に、その受験番号を独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）において掲示するとともに機構のホームページ上に掲載する。受験者には郵送で合否を通知する。なお、不合格者のうち一部の科目について合格点を得た者には郵送で当該科目を通知する。

⑵　口述試験

受験資格　筆記試験に合格した者

試験期日　平成28年12月４日（日）

試験場所　英語、中国語、韓国語については、東京近郊、大阪近郊、福岡市

（英語、中国語、韓国語受験者で筆記試験を東京近郊、大阪近郊、福岡市で受験した者は当該受験場所と同一の地域で口述試験を受験しなければならない。）

英語、中国語、韓国語以外の外国語については、東京近郊

試験場及び試験時間は、筆記試験の合格通知の際に当該合格者に通知する。

合格者の発表　口述試験の合格者は、平成29年２月３日（金）（予定）にその受験番号を機構において掲示するとともに機構のホームページ上に掲載する。受験者には郵送で試験の合否を通知する。

合格者には通訳案内士試験合格証書を、不合格者のうち筆記試験の合格者には筆記試験合格証書をそれぞれ交付する。

３　受験手続

⑴　受験願書受付期間及び受付時間

平成28年５月16日（月）から同年７月１日（金）まで（ただし、土曜、日曜を除く。）とし、受付時間は、午前10時から午後６時までとする。なお、受験願書を郵送する場合は、７月１日（金）消印有効とする。電子申請の受付期間は、５月16日（月）午前10時から７月１日（金）午後６時までとし、機構のホームページ上に設ける申請用のアドレスからアクセスできることとする。

⑵　受験手数料

受験手数料11,700円（二カ国語受験の場合は23,400円）を郵便振替又は銀行（機構が指定する銀行）振込により機構に納入しなければならない。ただし、電子申請の場合には、クレジットカード決済又はコンビニエンス・ストアでの払込みとする。また、準会場での受験を希望する者は受験手数料を準会場に納入することとする。なお、受験手数料は受理した後は返還しない。

⑶　受験願書提出先

株式会社ＪＴＢコミュニケーションデザインＨＲソリューション事業部ライセンスマネジメント局内　通訳案内士試験係（〒105―8335　東京都港区芝三丁目23番１号セレスティン芝三井ビルティング、電話番号　03―5657―0808）

ただし、準会場での受験を希望する者は願書の提出先も準会場とする。

４　試験の一部免除

⑴　平成27年度通訳案内士試験（以下「前年度試験」という。）のうち、筆記試験に合格し、口述試験に不合格であった者及び口述試験を受験しなかった者については、平成28年度通訳案内士試験（以下「当年度試験」という。）のうち筆記試験を願いにより免除する。

⑵　以前に他の外国語による通訳案内士（業）試験に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験の㈠日本地理、㈢日本歴史及び㈣産業・経済・政治及び文化に関する一般常識を願いにより免除する。

⑶　前年度試験の筆記試験のうち一部の科目について合格点を得た者については、当該科目を願いにより免除する。

⑷　一の外国語による地域限定通訳案内士試験に合格した者が、当該外国語による通訳案内士試験を受験する場合は、当年度試験のうち筆記試験の㈠外国語を願いにより免除する。

⑸　前年度に一の外国語による地域限定通訳案内士試験の外国語筆記試験について合格基準点に達した者が当年度試験のうち筆記試験の当該外国語を受験する場合は、㈠外国語筆記試験を願いにより免除する。

⑹　公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の１級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験の㈠外国語（英語に限る。）を願いにより免除する。

⑺　Educational Testing Serviceが制作するＴＯＥＩＣ公開テストで840点以上、ＴＯＥＩＣスピーキングテストで150点以上、ＴＯＥＩＣライティングテストで160点以上のいずれかを得た者については、当年度試験のうち筆記試験の㈠外国語（英語に限る。）を願いにより免除する。

⑻　公益財団法人フランス語教育振興協会が実施する実用フランス語技能検定試験の１級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験の㈠外国語（フランス語に限る。）を願いにより免除する。

⑼　公益財団法人ドイツ語学文学振興会が実施するドイツ語技能検定試験の１級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験の㈠外国語（ドイツ語に限る。）を願いにより免除する。

⑽　一般財団法人日本中国語検定協会が実施する中国語検定試験の一級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験の㈠外国語（中国語に限る。）を願いにより免除する。

⑾　中国政府教育部孔子学院総部／国家が制作する漢語水平孔子ＨＳＫ６級180点以上（旧ＨＳＫ高等試験９級以上）の資格を有する受験者が、中国語による通訳案内士試験を受験する場合は、外国語筆記試験（中国語）を免除する。

⑿　特定非営利活動法人ハングル能力検定協会が実施する「ハングル」能力検定試験の１級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験の㈠外国語（韓国語に限る。）を願いにより免除する。

⒀　国立国際教育院が制作する韓国語能力試験（ＴＯＰＩＫ）の６級に合格した受験者が、韓国語による通訳案内士試験を受験する場合は、外国語筆記試験（韓国語）を免除する。

⒁　総合及び国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者（一般及び国内旅行業務取扱主任者試験合格者並びに一般及び国内旅行業務取扱主任者認定証保有者も含む。）については、当年度試験のうち筆記試験の㈡日本地理を願いにより免除する。

⒂　公益財団法人日本余暇文化振興会が実施していた地理能力検定の日本地理１級または日本地理２級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験の㈢日本地理を願いにより免除する。

⒃　歴史能力検定協会が実施する歴史能力検定の日本史１級又は日本史２級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験の㈢日本歴史を願いにより免除する。

⒄　独立行政法人大学入試センター法（平成11年法律第166号）第13条第１項第１号の試験の日本史Ｂについて60点以上を得た者については、当年度試験のうち筆記試験の㈢日本歴史を願いにより免除する。

⒅　独立行政法人大学入試センター法第13条第１項第１号の試験の現代社会について80点以上を得た者については、当年度試験のうち筆記試験の㈣産業、経済、政治及び文化に関する一般常識を願いにより免除する。

⒆　⑴から⒅までの免除を受けようとする者は、受験願書にその旨を記載し、⑹から⒅までの免除については、当該免除者であることを証する書面を添付しなければならない。ただし前年度及びそれ以前の試験を受験する際に既に同様の書面を提出済みの者は添付を省略することができる。

５　受験願書用紙及び試験施行要領の交付

受験願書用紙及び試験施行要領は、次の場所で交付するほか、機構のホームページから試験施行要領をダウンロードできる措置を講じ、受験の電子申請も受け付ける。ただし、準会場での受験の場合は、電子申請は受け付けない。

交付場所：

・㈱ＪＴＢコミュニケーションデザイン内通訳案内士試験係